

資料

# 一九八九年米国障害者差別禁止法

(Americans with Disabilities Act of 1989)

## 第一章——雇用

第一〇一項 定義

第一〇二項 差別

第一〇三項 弁明

第一〇四項 不法薬物およびアルコール

第一〇五項 告知の揭示

第一〇六項 省則

第一〇七項 施行

第一〇八項 発効日

## 第二章——公的サービス

第二〇一項 定義

第二〇二項 差別

第二〇三項 公共事業体によって提供される、差別的とみなされる公共輸送に適用される措置

第二〇四項 省則

第二〇五項 施行

第二〇六項 発効日

## 第三章——民間の事業体によって運営される公共的施設およびサービス

第三〇一項 定義

第三〇二項 公共的施設による差別の禁止

第三〇三項 公共的施設における新しい建設、および、潜在的雇

用場所

第三〇四項 民間の事業体によって提供される公共輸送サービス

における差別の禁止

第三〇五項 調査

第三〇六項 省則

第三〇七項 民間のクラブおよび宗教団体に関する免除

第三〇八項 施行  
第三〇九項 発効日

第一章——雇用

第IV章——電気通信リレー・サービス

第四〇一項 聴覚障害者および言語障害者のための電気通信サービス

第V章——雑則

- 第五〇一項 解釈
- 第五〇二項 報復と威圧の禁止
- 第五〇三項 州の免責
- 第五〇四項 「建築物と交通機関に関する改善命令委員会」による省則
- 第五〇五項 弁護士料
- 第五〇六項 技術援助
- 第五〇七項 連邦原生環境保全地域
- 第五〇八項 服装倒錯者
- 第五〇九項 議会の包含
- 第五一〇項 不法薬物使用
- 第五一一項 定義
- 第五一二項 リハビリテーション法の改正
- 第五一三項 分離可能性

第一〇一項 定義  
本章での用法：

- (1) 委員会 (Commission) —— 「委員会」という用語は、一九六四年公民権法第七〇五項 (42 U.S.C. 2000e-4) によって設置された雇用機会均等委員会 (Equal Employment Opportunity Commission) を指す。
- (2) 適用対象事業体 (Covered Entity) —— 「適用対象事業体」という用語は、雇用主、雇用幹旋機関、労働組織、労使合同委員会を指す。
- (3) 従業員 (Employee) —— 「従業員」という用語は、雇用主によって雇用された個人を指す。
- (4) 雇用主 (Employer) ——  
  - (A) 「雇用主」という用語は、当暦年または前暦年の二〇週以上の各週の各仕事日に一五名以上の従業員を有する、商業に影響を及ぼす産業に従事している人、およびかかる人の代理人を指す。ただし、本章の発効日以後二年の間は、雇用主は、当暦年または前暦年の二〇週以上の各週の各仕事日に二五名以上の従業員を有する、商業に影響を及ぼす産業に従事している人、およびかかる人の代理人を指す。
  - (B) 例外 —— 「雇用主」という用語は、以下を含まない ——

(i) アメリカ合衆国、アメリカ合衆国政府が完全所有する法人、およびインディアン部族。

(ii) 一九八六年内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986)

第五〇一(C)項のもとで課税を免除される善意の民間会員制クラブ (労働組織を除く)。

(5) 不法薬物 (Illegal Drug) —— 「不法薬物」という用語は、規制物質法 (Controlled Substances Act) 第二〇二項 (21 U.S.C. 812) の別表 I-V で規定されている。同法のもとでの所持または販売が非合法とされている規制物質を指す。「不法薬物」という用語は、正当な処方に従った規制物質の使用、または本法律によって認められたその他の使用を意味しない。

(6) 人 (Person)、その他。 —— 「人」、「労働組織」、「雇用幹旋機関」、「商業」、「商業に影響を及ぼす産業」という用語は、一九六四年公民権法第七〇一項 (42 U.S.C. 2000e) でかかる用語に与えられたものと同じ意味をもつものとする。

(7) 有資格の障害者 (Qualified Individual with a Disability) —— 「有資格の障害者」という用語は、合理的適応の有無にかかわらず、当人が保有または希望する職位の必須職務を果たすことのできる障害者を指す。

(8) 合理的適応 (Reasonable Accommodation) —— 「合理的適応」という用語には以下の意味が含まれる ——  
(A) 従業員によって使用される現存する施設を障害者にアクセスシブルかつ使用可能にすること。

(B) 仕事の再編成、パートタイムまたは変更された勤務日程、空位の地位への任命変更、機器または装置の取得または改変、試験、訓練教材または方針の適当な調整または変更、有資格の朗読者または通訳の提供、およびその他、障害者のための同様の適応化。

(9) 重大な支障 (Undue Hardship) ——  
(A) 原則 —— 「重大な支障」という用語は、著しい困難または出費を伴う措置を意味する。

(B) 判断 —— 適応化が適用対象事業体に重大な支障をもたらすことになるかどうかの判断に際して考慮されるべき要因には以下のものがある ——

- (i) 従業員数、施設の数および種類、予算の規模を考慮した、適用対象事業体の全体的事業規模。
- (ii) 労働力の構成内容や構造を含む、適用対象事業体によって維持継続される事業の種類。
- (iii) 本法律のもとで必要とされる適応化の性質と費用。

第一〇二項 差別

(a) 原則 —— いかなる適用対象事業体も、求人応募手続き、従業員の採用や解雇、従業員報酬、昇進、職業訓練、およびその他の雇用の条件および特権に関して、有資格の障害者を障害ゆえに差別しないものとする。

(b) 解釈 —— 上記の (a) で用いられている「差別」という用語には以下の意味が含まれる ——  
(1) 求人応募者または従業員を、その障害ゆえに、かかる応

募者または従業員の場合または地位に悪影響を及ぼす形で制限、分離、または分類すること。

(2) 障害のある有資格の応募者または従業員を本章で禁じられた差別にさらす効果をもつ契約その他の協定または関係に關与すること（かかる関係には、職業斡旋または紹介機関、労働組合、適用対象事業体の従業員に付加給付を提供している機関、もしくは訓練および養成プログラムを提供している機関との関係が含まれる）。

(3) 以下のような管理の標準・基準・方法を利用すること——

(A) 障害による差別の効果をもつもの。

(B) 一般の管理規制に従う他の者の差別を永続させるもの。

(4) 有資格の個人が関係または交際をもつことが判明している個人が有する既知の障害ゆえに、有資格の個人に対する平等な雇用または給付を排除すること、もしくは与えないこと。

(5) 応募者または従業員である有資格の個人の既知の身体的・精神的制限に対する合理的適応を行わないこと。ただし、合理的適応がかかる適用対象事業体の事業の運営に重大な支障をもたらすことをかかる適用対象事業体の実証可能な場合はその限りではない。

(6) 従業員または応募者の身体的・精神的障害に対する合理的適応を行う必要があることを理由に、有資格の障害者である求人応募者または従業員に雇用機会を与えないこと。

必要とされる職務を遂行する応募者の能力に關して、採用前の問い合わせを行うことができる。

(3) 採用時健康診断——適用対象事業体は、以下の場合には、求人応募者が採用されて以後、かつ、かかる応募者が職務を開始する以前に健康診断を義務付けることができ、また、かかる健康診断の結果を採用の条件にすることができる——

(A) 障害の有無にかかわらず、すべての従業員がかかる健康診断を受けなければならない場合。

(B) 応募者の健康状態や病歴に關して得られる情報が、別の書式で別個の医療ファイルに収集、保管され、かつ、機密医療記録として扱われる場合。ただし——

(i) 監督者や管理者は、従業員の仕事や職務に対して設ける必要のある制限および必要な合理的適応措置に關して通知を受けることができる。

(ii) 救急医療および安全担当職員は、適宜、障害が緊急治療を要するものであるかどうかについて通知を受けることができる。

(iii) 本法の遵守に關して調査する政府当局者は、請求次第、関連情報の提供を受けるものとする。

(C) かかる健康診断の結果は、本章に従った形でのみ使用される。

(4) 健康診断と問い合わせ——

(A) 健康診断および問い合わせの禁止——適用対象事業体は、健康診断を実施または義務付けしてはならず、また、従業

(7) 障害者または障害者集団をふるい落とす、もしくはふるい落とすことに資する採用試験やその他の選抜基準を用いること。ただし、適用対象事業体によって使用される試験またはその他の選抜基準が当該の地位の職務に關連したものであることが証明され、かつ、事業上の必要性に合致したものである場合はその限りではない。

(8) 感覚技能、運動技能、または言語技能の面の障害をもつ求人応募者または従業員に試験を実施する際に、試験の結果が、試験が測定しようとする応募者または従業員の技能、適性、およびその他のいかなる要素をも正確に反映するもの（かかる応募者または従業員の感覚・運動・言語技能の障害を反映するのではなく）であることを保証するための最も効果的な方法によって雇用に關する試験を選択し実施することを怠ること（ただし、かかる技能が試験が測定しようとする要素である場合は除く）。

(C) 健康診断および問い合わせ——

(1) 原則——上記の(a)で言及されている差別の禁止には、健康診断と問い合わせが含まれるものとする。

(2) 採用前——

(A) 健康診断または問い合わせの禁止——下記の(3)で規定されている場合を除き、適用対象事業体は、健康診断を行ったり、求人応募者または従業員について、かかる応募者または従業員が障害者であるかどうかに關して、あるいはかかる障害の性質や重度に關して、問い合わせを行ってはならない。

(B) 許容可能な問い合わせ——適用対象事業体は、仕事上

員について、かかる従業員が障害者であるかどうかに關して、あるいは障害の性質や重度に關して、問い合わせを行ってはならない。ただし、かかる健康診断や問い合わせが職務に關連したものであって事業上の必要性に合致したものであることが証明される場合はその限りではない。

(B) 許容可能な問い合わせ——適用対象事業体は、仕事上必要とされる職務を遂行する従業員の能力についての問い合わせを行うことができる。

#### 第一〇三項 弁明

(a) 原則——障害者をふるい落とすもしくはふるい落とすことに資する、または障害者に対して仕事や給付を与えない、資格要件に關する基準、試験、または選抜基準の適用であると申し立てられた内容が、職務に關連したものであって事業上の必要性に合致しており、合理的適応を行ってもかかる職務を遂行できないことが証明されることは、本法のもとでの差別の嫌疑に対する弁明となりうる。

(b) 資格要件に關する基準 (Qualification Standards) ——「資格要件に關する基準」という用語には、「目下伝染病や感染症にかかっている個人は職場にいる他の個人の健康や安全に直接的な脅威をもたらさないこと」という要件を含めることができる。

(c) 宗教事業体——

(1) 原則——本章は、宗教的な法人、協会、教育機関、団体が、その活動の継続に關連した仕事を遂行するために、特定

の宗教をもつ個人に雇用面での優先性を与えることを禁止しないものとする。

(2) 資格要件に関する基準——本章のもとでは、宗教組織は、雇用の資格要件に関する基準として、すべての応募者および従業員がかかる組織の宗教的教義に従うことを義務付けることができる。

#### 第二〇四項 不法薬物およびアルコール

(a) 有資格の障害者——本章のもとでは、「有資格の障害者」という用語には、不法薬物を現在使用している従業員や応募者は含まれないものとする。ただし、それ以外の障害をもつ個人が薬物を使用していたり、あるいは薬物中毒でもあるとしても、かかる個人は本法律の保護から除外されないものとする。

(b) 適用対象事業体の権限——適用対象事業体は——

(1) 職場でのアルコールや不法薬物の使用をすべての従業員に禁止することができる。

(2) 従業員が職場でアルコールや不法薬物の影響を受けてはならないことを義務付けることができる。

(3) 従業員が一九八八年職場薬物排除法 (Drug-Free Workplace of 1988) (41 U.S.C. 701 以下) のもとで定められている要件に従って行動し、運輸関係従業員が薬物およびアルコールに関して運輸長官によって定められた要件を満たすことを義務付けることができる。

(4) 満足の行かない職務遂行や行動が薬物使用やアルコール中毒に関連している場合でも、薬物使用者またはアルコール

中毒である従業員を、その他の従業員を拘束しているのと同じ、雇用または職務遂行および行動についての資格要件に関する基準に従わせることができる。

(c) 薬物検査——

(1) 原則——本章のもとでは、不法薬物の使用の有無を判定するための検査は健康診断とはみなさないものとする。

(2) 解釈——本章中のいかなる語句も、求人応募者または従業員の薬物検査を実施することや、かかる検査の結果にもとづいて雇用決定を行うことを奨励、禁止、許可するものと解釈されてはならない。

#### 第一〇五項 告知の揭示

本章の適用対象であるあらゆる雇用主、雇用幹旋機関、労働組、労使合同委員会は、本法律の当該規定について述べた告知を、一九六四年公民権法第七一一項 (42 U.S.C. 2000e-10) で規定された方法で、応募者、従業員およびすべてのメンバーにアクセシブルなフォーマットで揭示するものとする。

#### 第一〇六項 省則

本法律の制定日から一年以内に、委員会は、合衆国法第五編第五章第一一項に従って本章を実施するための省則をアクセシブルなフォーマットで発布するものとする。

#### 第一〇七項 施行

雇用に関する本法律の規定または第一〇六項のもとで発布される省則に違反した、障害ゆえの差別にさらされていると確信する個人、または委員会に関しては、一九六四年公民権法第七〇六、

7037, 7047, 7057, 7067, 7077, 7087, 7097, 7107, 7117, 7127, 7137, 7147, 7157, 7167, 7177, 7187, 7197, 7207, 7217, 7227, 7237, 7247, 7257, 7267, 7277, 7287, 7297, 7307, 7317, 7327, 7337, 7347, 7357, 7367, 7377, 7387, 7397, 7407, 7417, 7427, 7437, 7447, 7457, 7467, 7477, 7487, 7497, 7507, 7517, 7527, 7537, 7547, 7557, 7567, 7577, 7587, 7597, 7607, 7617, 7627, 7637, 7647, 7657, 7667, 7677, 7687, 7697, 7707, 7717, 7727, 7737, 7747, 7757, 7767, 7777, 7787, 7797, 7807, 7817, 7827, 7837, 7847, 7857, 7867, 7877, 7887, 7897, 7907, 7917, 7927, 7937, 7947, 7957, 7967, 7977, 7987, 7997, 8007, 8017, 8027, 8037, 8047, 8057, 8067, 8077, 8087, 8097, 8107, 8117, 8127, 8137, 8147, 8157, 8167, 8177, 8187, 8197, 8207, 8217, 8227, 8237, 8247, 8257, 8267, 8277, 8287, 8297, 8307, 8317, 8327, 8337, 8347, 8357, 8367, 8377, 8387, 8397, 8407, 8417, 8427, 8437, 8447, 8457, 8467, 8477, 8487, 8497, 8507, 8517, 8527, 8537, 8547, 8557, 8567, 8577, 8587, 8597, 8607, 8617, 8627, 8637, 8647, 8657, 8667, 8677, 8687, 8697, 8707, 8717, 8727, 8737, 8747, 8757, 8767, 8777, 8787, 8797, 8807, 8817, 8827, 8837, 8847, 8857, 8867, 8877, 8887, 8897, 8907, 8917, 8927, 8937, 8947, 8957, 8967, 8977, 8987, 8997, 9007, 9017, 9027, 9037, 9047, 9057, 9067, 9077, 9087, 9097, 9107, 9117, 9127, 9137, 9147, 9157, 9167, 9177, 9187, 9197, 9207, 9217, 9227, 9237, 9247, 9257, 9267, 9277, 9287, 9297, 9307, 9317, 9327, 9337, 9347, 9357, 9367, 9377, 9387, 9397, 9407, 9417, 9427, 9437, 9447, 9457, 9467, 9477, 9487, 9497, 9507, 9517, 9527, 9537, 9547, 9557, 9567, 9577, 9587, 9597, 9607, 9617, 9627, 9637, 9647, 9657, 9667, 9677, 9687, 9697, 9707, 9717, 9727, 9737, 9747, 9757, 9767, 9777, 9787, 9797, 9807, 9817, 9827, 9837, 9847, 9857, 9867, 9877, 9887, 9897, 9907, 9917, 9927, 9937, 9947, 9957, 9967, 9977, 9987, 9997, 10007

第一〇八項 発効日  
本章は制定日から二四か月後に発効するものとする。

## 第二章——公的サービス

### 第二〇二項 定義

本章の用法では、「有資格の障害者」という用語は、規則・方針・慣行の合理的改変、建築物・通信・輸送上の障壁の除去、補助のための機器やサービスの提供の有無にかかわらず、州または地方自治体の部局、機関、特殊目的地区その他の手段によって提供されるサービスの受容、またはプログラムもしくは活動への参加に関する必須資格要件を満たす障害者を指す。

### 第二〇三項 差別

有資格の障害者は、障害ゆえに、州または地方自治体の部局、機関、特殊目的地区その他の手段への参加から排除されたり、それらの恩恵を与えられなかったり、それらによる差別にさらされてはならないものとする。

第二〇三項 公共事業体によって提供される、差別的とみなされる公共輸送に適用される措置。

(a) 定義——本章の用法では、「公共輸送」という用語は、定期的・継続的に一般市民に対して一般または特殊サービス(チ

ャーター・サービスを含む)を提供する、バスや鉄道による、または、その他のあらゆる輸送機関(空輸は除く)による輸送を指す。

### (a) 車両 (Vehicles)——

(1) 新しいバス、鉄道車両、その他の固定路線車両——公共事業体が、公共輸送に使用するための新しい固定路線バス(サイズは問わず)、新しい都市間鉄道車両、新しい通勤鉄道車両、新しい高速鉄道車両、新しい軽便鉄道車両またはその他の公共輸送に使用するためのあらゆる新しい固定路線車両の購入または賃借を本法律の制定日から三〇日経過以後に約定することは、かかるバス、鉄道、その他の車両が、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能でないならば、本法律および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項 (29 U.S.C. 794) のもとでの差別とみなされるものとする。

(2) 中古車両——公共事業体が本法律の制定日以後に公共輸送に使用するための中古車両を購入または賃借する場合には、かかる個人または事業体は、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能な中古車両を購入または賃借するための誠意ある努力を示すものとする。

(3) 再製造車両——公共事業体が公共輸送に使用するための車両を再製造して、もしくは再製造車両を購入または賃借して、その車両の耐用寿命を五年以上延長させる場合には、その車両は、実行可能な最大限の程度まで、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものであるものと

する。

(c) 固定路線公共輸送システムの補助としてのパラトランジット (Paratransit) —

(1) 原則 — 公共事業体が公共輸送を提供するために固定路線公共輸送システムを運営している場合には、公共輸送を提供する責任をもつ公共輸送事業者が、固定路線公共輸送を使用する個人に提供されるものと同等のレベルのサービスを提供するに十分なパラトランジットまたはその他の特別輸送サービスを、それなしでは固定路線公共輸送を使用できない車椅子の利用者を含む障害者、および、かかる障害者と関係のある個人に対し、運輸長官により発布される省則のもとで定められたサービス基準に従って提供することを怠ることは、本法律および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項のもとの差別とみなされるものとする。ただし、公共輸送事業者が、パラトランジットまたはその他の特別輸送サービスの提供が公共輸送事業体に重大な財務負担をもたらすことを実証できる場合はその限りではない。

(2) 重大な財務負担 — 同等のパラトランジットまたはその他の特別輸送サービスの提供が公共輸送事業体に重大な財務負担をもたらすことになる場合には、事業者は、かかるサービスを提供することが事業体に重大な財務負担をもたらさない程度まで、パラトランジットまたはその他の特別輸送サービスを提供しなければならない。

(3) 省則 —

新しいバス (サイズは問わず) を購入する義務を一時的に免除することができる —

(1) すべての新しいバスはリフト付きのもの、または、その他の方法により障害者にアクセシブルで利用可能なものとなるはずであったことが、公共事業体によってなされた新しいバスに関する当初の約定によって規定されていたこと。

(2) かかる新しいバスのための油圧式、電気機械式その他のリフトがいかなる適格のメーカーからも入手できないこと。

(3) 一時的免除を求める公共事業体が、かかる約定を遵守するのに十分間に合う時間内にかかるバスのメーカーにリフトを供給しうる適格のメーカーを探し出すための誠意ある努力を行ったこと。かつ、

(4) かかるリフトを調達する必要を満たすことによって新しいバスの購入がさらに遅れることが、その公共事業体のサービス対象地域における輸送サービスを著しく損ねること。

(f) 解釈 —

(1) 原則 — 上記のサブセクション (e) のもとで認められた免除は、指定された期日までの期間に限定されるものとし、また、議会の当該委員会は、認められたかかる免除についての通知を受けるものとする。

(2) 不正申請 — かかる免除が不正に申請されたことを運輸長官が随時十分な根拠にもとづいて確信する場合は、運輸長官は —

(A) かかる免除が依然として効力をもっている場合に

(A) 公式 — このサブセクションのもとで重大な財務負担とされるものを決定するための、運輸長官により発布される省則には、人口等の妥当な地域的特徴を組み入れたフレキシブルな数値的公式を含めることができる。

(B) 付加のパラトランジット・サービス — 上記のパラグラフ (1) と (2) にかかわらず、運輸長官は、その裁量により、かかる公式によって決定される数量を超えたパラトランジット・サービスを提供することを公共輸送当局に義務付けることができる。

(d) 一般市民のための地域運営随時運行システム — 公共事業体が、一般市民に公共輸送を提供するために使用される随時運行システムを運営している場合には、かかる個人または事業者が、車椅子の利用者を含む障害者に用意にアクセシブルかつ利用可能ではない新しい車両の購入または賃借をこの法律の制定日から三〇日経過以後に約定することは、この法律および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項 (28 U.S.C. 794) のもとでの差別とみなされるものとする。ただし、かかるシステムが、全体としてみて、一般市民に対して提供されるものと同等のレベルのサービスを障害者に提供することであることをその事業者が実証できる場合はその限りではない。

(e) リフト (昇降機) が利用できない場合の一時的免除 — 新しいバスの購入に関して、公共企業体が以下のことを実証するならば、かかる公共事業体の申請にもとづき、運輸長官はかかる公共事業体に対して、障害者に容易にアクセシブルで利用可能な

は、かかる免除を取り消す。

(B) 運輸長官が妥当とみなすその他の措置をとる。

(g) 新しい施設 — 本法律および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項 (28 U.S.C. 794) のもとでは、公共事業体が、バス・サービス、都市間鉄道サービス、高速鉄道サービス、通勤鉄道サービス、軽便鉄道サービス、およびその他の公共輸送のためのサービスを含む公共輸送サービスの提供に使用する目的で建造する新しい施設が、車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルかつ利用可能でない場合は、差別とみなされるものとする。

(h) 既存の施設の改変 — 公共輸送のために使用され、公共事業体によって、もしくは公共事業体に代って、もしくは公共事業体の使用のために、施設または施設の一部の可用性に影響を及ぼす、もしくは及ぼしうる形で改変される施設または施設の一部に関して、かかる個人または事業者が、実行可能な最大限の程度まで施設の改変部分が車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能となる形で改変を行うことを怠ることは、本章および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項 (28 U.S.C. 794) のもとでの差別とみなされるものとする。かかる公共事業体が、(運輸長官によって設けられる基準のもとで定義される) 施設の可用性に影響を及ぼす、もしくは及ぼしうる大規模な構造的改変を行う場合には、かかる公共事業体はまた、改変されたエリアへの通路、およびかかるエリアにあるトイレ、電話、水飲み場が、実行可能な最大限の程度まで車椅子の利用者を含む障害者に容易

にアクセシブルで利用可能となる形で改変を行うものとする。

(i) 既存の施設、都市間鉄道、高速鉄道、軽便鉄道、通勤鉄道システム、主要駅——

(1) 既存の施設——下記のパラグラフ(3)で規定されているものを除き、公共輸送のために使用される既存の施設に関して、かかる施設で実施されるかかる公共輸送プログラムまたは事業を、かかる施設が全体として車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能となるように運営することを公共事業体が怠ることは、本法律および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項(29 U.S.C. 794)のもとでの差別とみなされるものとする。

(2) 都市間、高速、軽便、通勤鉄道システム——都市間、高速、軽便、通勤鉄道システムによって運行される車両に関して、実行可能になり次第(ただし遅くとも五年以内に)、公共事業体が、車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルな車両を少なくとも一便につき一面設けることを怠ることは、本章および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項(29 U.S.C. 794)のもとでの差別とみなされるものとする。

(3) 主要駅——

(A) 原則——公共事業体が、都市間鉄道システムの駅、および、高速鉄道、通勤鉄道、軽便鉄道システムの主要駅を、車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものにするを怠ることは、本章および一九七三年リハビリテーション法第五〇四項(29 U.S.C. 794)のもとでの差別とみなされるものとする。

もとの差別とみなされるものとする。

(B) 高速鉄道、通勤鉄道、軽便鉄道システム。——高速鉄道、通勤鉄道、軽便鉄道システムの主要駅は、実行可能になり次第(ただし遅くともこの法律の制定日から三年以内に)、車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものにするものとする。ただし、アクセシビリティを実現するのに必要な既存の施設の構造変更または取り替えに莫大な費用がかかる場合には、運輸長官によって期限が最長二〇年まで延長されることがある。

(C) 都市間鉄道システム——都市間鉄道システムのすべての駅は、実行可能になり次第(ただし遅くともこの法律の制定日から二〇年以内に)、車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものにするものとする。

(D) プランとマイルストーン——運輸長官は、本パラグラフの遵守に関するプラン(かかるプランによって影響を受ける障害者との協議を反映するとともに、本パラグラフの要件の達成に関するマイルストーンを定めるプラン)を策定することを当該の公共事業体に義務付けるものとする。

第二〇四項 省則

(a) 司法長官——本法律の制定日から一年以内に、司法長官は、本章(第二〇三項を除く)を施行するための省則をアクセシブルなフォーマットで発布するものとし、また、かかる省則は、本章、ならびに、一九七三年リハビリテーション法第五〇四項(29 U.S.C. 794)のもとでの連邦財務援助の受給者に適用さ

れる。(一九七八年一月二三日に保健・教育・福祉省によって発布された)連邦規制基準第二八編第四一部の調整規制と一貫性をもつものとする。ただし、「プログラム・アクセシビリティ、既存の施設」および「通信」に関しては、かかる省則は、一九七三年リハビリテーション法第五〇四項(29 U.S.C. 794)のものと同一の連邦運営事業に適用される連邦規制基準第二八編第三九部にあるような規制および分析と一貫性をもつものとする。

(b) 運輸長官——

(1) 原則——本法律の制定日から一年以内に、運輸長官は、本章の二〇三項の対象となる施設および車両に適用される基準を含む省則をアクセシブルなフォーマットで発布するものとする。

(2) 基準の一致——かかる基準は、第五〇四項に従って「建築物と交通機関に関する改善命令委員会」(Architectural and Transportation Barriers Compliance Board)によって公布された最低基準および要件と一貫性をもつものとする。

第二〇五項 施行

公的サービスに関して、本法律または第二〇四項のもとで発布される省則に違反した、障害ゆえの差別にさらされていると確信する個人に関しては、一九七三年リハビリテーション法第五〇五項(29 U.S.C. 794)に記載された救済方法、手続き、および権利が利用可能であるものとする。

第二〇六項 発効日

もとの差別とみなされるものとする。

(B) 高速鉄道、通勤鉄道、軽便鉄道システム。——高速鉄道、通勤鉄道、軽便鉄道システムの主要駅は、実行可能になり次第(ただし遅くともこの法律の制定日から三年以内に)、車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものにするものとする。ただし、アクセシビリティを実現するのに必要な既存の施設の構造変更または取り替えに莫大な費用がかかる場合には、運輸長官によって期限が最長二〇年まで延長されることがある。

(C) 都市間鉄道システム——都市間鉄道システムのすべての駅は、実行可能になり次第(ただし遅くともこの法律の制定日から二〇年以内に)、車椅子の利用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものにするものとする。

(D) プランとマイルストーン——運輸長官は、本パラグラフの遵守に関するプラン(かかるプランによって影響を受ける障害者との協議を反映するとともに、本パラグラフの要件の達成に関するマイルストーンを定めるプラン)を策定することを当該の公共事業体に義務付けるものとする。

第二〇四項 省則

(a) 司法長官——本法律の制定日から一年以内に、司法長官は、本章(第二〇三項を除く)を施行するための省則をアクセシブルなフォーマットで発布するものとし、また、かかる省則は、本章、ならびに、一九七三年リハビリテーション法第五〇四項(29 U.S.C. 794)のもとでの連邦財務援助の受給者に適用さ

(a) 原則——下記の(b)で規定されているものを除き、本章は、本法律の制定日から一八か月後に発効するものとする。

(b) 固定路線車両——新しい固定路線車両に関する第二〇三項(b)(1)は、本法律の制定日に発効するものとする。

### 第三章——民間の事業体によって運営される公共的施設およびサービス

第三〇一項 定義

本章での用法:

(1) 商業(Commerce)——「商業」という用語は、以下の間での旅行、貿易、交通、商業、輸送、通信を指す——

(A) 各州間

(B) 外国または領土・属国と州の間、または、

(C) 同じ州内の地点間、ただし別の州または外国を経由して、

(2) 潜在的雇用場所 (Potential Places of Employment)——「潜在的雇用場所」という用語は、以下の施設を指す。

(A) 非住宅用途向けの施設、かつ、

(B) その事業が商業に影響を及ぼす施設

かかる用語は、一九六八年公正住宅法(Fair Housing Act of 1968) (42 U.S.C. 3601以下)の適用を受ける施設が、適用を明白に免除される施設は含まれないものとする。

(3) 公共的施設 (Public Accommodation)。——以下の民間事業者は、その事業が商業に影響を及ぼす場合には、本章のもとでは公共的施設とみなされる——

(A) 宿屋、ホテル、モーテル、またはその他の同様の宿泊施設。ただし、賃貸借用の部屋が五室未満の建物内の施設で、實際上、かかる施設の所有者が自分の住居として占有している施設は除く。

(B) レストラン、バー、またはその他、食事や飲み物を出す施設。

(C) 映画館、劇場、コンサートホール、スタジアム、またはその他の展示や娯楽の施設。

(D) 公会堂、会議センター、または講堂。

(E) パン屋、食品雑貨店、衣料品店、金物店、ショッピングセンター、またはその他の同様の小売り販売施設。

(F) コインランドリー、ドライクリーニング店、銀行、理髪店、美容院、旅行サービス、靴修繕サービス、斎場、ガソリンスタンド、会計事務所、法律事務所、薬局、保険会社、ヘルスケア提供者の専門オフィス、病院、その他の同様のサービス施設。

(G) 公共輸送に使用されるターミナル。

(H) 博物館、図書館、美術館、およびその他の公共展示、コレクションの施設。

(I) 公園または動物園。

(J) 私立の保育園、小学・中学・高校、大学、大学院。

(K) デイケア・センター(託児所)、高齢者センター(養老院)、ホームレス・シェルター、食糧銀行、養子縁組プログラム、またはその他の同様の社会サービス・センター。

(L) 体育館、健康(減量)道場、ボーリング場、ゴルフコース、またはその他の同様の運動・レクリエーション施設。

(4) 公共輸送——「公共輸送」という用語は、一般市民に定期的・継続的に一般または特別サービス(チャーター・サービスを含む)を提供する、バス・鉄道またはその他の輸送機関(空輸は除く)による輸送を指す。

(5) 容易に実現可能 (Readily Achievable) ——  
(A) 原則——「容易に実現可能」という用語は、たやすく達成できて、多大の困難や出費なしに実行可能なことを指す。

(B) 判断——措置が容易に実現可能であるかどうかを判断する際に考慮すべき要素としては、以下のものがある——。

(i) 従業員数、施設の数と種類、予算規模を考慮した適用対象事業者の全体的規模。

(ii) 事業者の構成および構造を含む、適用対象事業者の事業の種類。

(iii) 必要とされる措置の性質と費用。

### 第三〇二項 公共的施設による差別の禁止。

(a) 原則——いかなる個人も、商品、サービス、施設、特権、利益、公共的施設利用を十分かつ平等に享受する面で、障害ゆえに差別されてはならないものとする。

(b) 解釈——

(1) 一般的禁止——

(A) 活動——

(i) 享受の否定——個人や個人の集団に対して、かかる個人や集団がもつある障害または複数の障害ゆえに、直接、または、契約、ライセンスその他の協定を通じて、かかる個人や集団が、事業者の商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設を、またその恩恵を享受する機会を与えないことは差別であるものとする。

(ii) 不平等な恩恵の享受——個人や個人の集団に対して、かかる個人や集団のもつある障害または複数の障害ゆえに、直接、または、契約、ライセンスその他の協定を通じて、他の個人に提供されるものと同等でない商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設を、またはその恩恵を提供することは差別であるものとする。

(iii) 別個の恩恵——個人または個人の集団に対して、かかる個人や集団のもつある障害または複数の障害ゆえに、直接、または、契約、ライセンスその他の協定を通じて、他の個人に提供されるものとは異なるもしくは別個の商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設を提供することは差別であるものとする。ただし、かかる個人や個

人の集団に、他の個人に提供されるものと同様に効果的な商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設、またはその他の機会を提供するためにかかる措置が必要とされる場合はその限りではない。

(B) 統合的環境 (Integrated Settings) ——商品、施設、特権、利益、宿泊施設、サービスは、障害者のニーズに適合した最大限に統合された環境において障害者に提供されるものとする。

(C) 参加の機会——本項に従って提供される別個の、もしくは異なるプログラムや活動の有無にかかわらず、障害者は、別個ではない。もしくは異なるプログラムや活動に参加する機会を否定されないものとする。

(D) 執行方法——個人または事業者は、直接、または契約その他の協定を通じて、以下のような標準、基準または執行方法を利用してはならないものとする——

(i) 障害ゆえに差別する効果をもつもの。または、  
(ii) 一般の執行管理に従う他の人々の差別を永続させるもの。

(E) つながり——個人または事業者に対して、その個人または事業者が関係またはつながりをもつことが判明している個人の障害ゆえに、平等な商品、サービス、施設、特権、利点、宿泊施設またはその他の機会を提供しないことは差別であるものとする。

(2) 具体的な禁止事項——

(A) 差別——上記のサブセクション (a) で用いられている「差別」という用語には、以下の意味が含まれるものとする——

(i) 障害者または障害者集団を、何らかの商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設から排除するもしくは排除することに資する資格基準の押し付けまたは適用。ただし、かかる基準が、かかる商品、サービス、施設、特権、利点、宿泊施設の提供に必要なことを実証できる場合はその限りではない。

(ii) かかる商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設を障害者に提供するために、方針、慣行、手続きの合理的変更が必要とされる場合に、かかる変更を行うことを怠ること。ただし、かかる変更を行うことによって、かかる商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設の性質が根本的に変わってしまうことを事業者が実証できる場合はその限りではない。

(iii) 補助のための機器やサービスがないために、個人が排除されたり、サービスを拒否されたり、分離されたり、他の個人とは異なる待遇を受けたりすることがないようにするために必要と思われる措置をとることを怠ること。ただし、かかる措置をとることが、提供される商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設の性質を根本的に変化させたり、重大な負担につながることを事業者が実証できる場合はその限りではない。

(iv) 建物の障壁、既存の施設に存在する構造的な性格の通信障壁、個人を輸送するために施設によって使用される既存の車両に存在する輸送障壁(単に油圧式その他のリフトの取付けによる車両の改装によって除去できる障壁は含まず)の除去を、かかる除去が容易に実現可能である場合に、怠ること。

(v) 上記の (iv) のもとの障壁の除去が容易に実現可能でないことを事業者が実証できる場合に、かかる商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設を代替的な方法(かかる方法が容易に実現可能であるならば)によって利用可能にすることを怠ること。

(vi) 施設 (facility) または施設の一部の可用性に影響を及ぼすもしくは及ぼしうる事業者 (establishment) によって、または事業者が代わって、または事業者の使用のために改造された施設または施設の一部に関して、実現可能な最大限の程度まで、施設の改造部分が車椅子の使用を含む障害者に容易にアクセス可能となる形で改造を行うことを怠ること。また、事業者が(司法長官によって定められる基準のもとで規定された) 施設の可用性に影響を及ぼすもしくは及ぼしうる大規模の改造を行う場合には、事業者 (entity) は、実現可能な最大限の程度まで、改造エリアまでの通路、および改造エリアに付属したトイレ、電話、水飲み場が障害者に容易にアクセス可能となる形でかかる改造を行うものとする。

ただし、本パラグラフは、三階未満の施設、または、一階当りの面積が三〇〇〇平方フィート未満の施設に対してエレベーターの設置を義務付けるものとは解釈されないものとする。ただし、その建物がショッピングセンター、ショッピングモール、またはヘルスケア提供者の専門オフィスである場合、または、「その種の施設は、その使用法ゆえにエレベーターの設置を必要とする」との判断を司法長官が下す場合は、その限りではない。

#### (B) 固定路線システム——

(i) アクセシビリティ——固定路線システムで個人を輸送するための車両を使用する、第二〇三項または第三〇四項の適用を受けない事業者が、(車椅子の利用者を含む) 障害者に容易にアクセス可能でない、一六名を超える乗客を運ぶことのできるバスまたは車両の購入または賃借のための約定を、本法律の発効日から三〇日経過して以後に行うことは、差別とみなされるものとする。ただし、長距離輸送バスには、第三〇四項 (b) (4) および第三〇五項が適用されるものとする。

(ii) 同等のサービス——かかる事業者が、障害者に容易にアクセス可能でない、一六名を超える乗客を運ぶことのできるバスまたは車両を購入または賃借する場合には、かかる事業者が、全体としてみて、一般市民に提供されるレベルのサービスに等しいレベルのサービスを車椅子の利用者を含む障害者に対して保証するシステム

を運営することを怠ることは差別とみなされるものとする。

(C) 随時運行システム——随時運行システムで個人を輸送するための車両を使用する、第二〇三項または第三〇四項の適用を受けない適用対象事業者の場合は、上記のサブセクション (a) で使用されている「差別」という用語には、以下の意味が含まれるものとする——

(i) かかる事業者が、本章の発効日以後に一六名以下の乗客を運ぶ車両を購入または賃借する場合は、全体としてみて、一般市民に提供されるレベルのサービスと同等のレベルのサービスを車椅子の利用者を含む障害者に対して保証するシステムを運営することを怠ること。および、

(ii) かかる事業者が、(車椅子の利用者を含む) 障害者に容易にアクセス可能でない、一六名を超える乗客を運ぶことのできるバスまたは車両の購入または賃借のための約定を本法律の発効日から三〇日経過して以後に行うこと。ただし、かかるシステムが、全体としてみて、一般市民に提供されるものと同等のレベルのサービスを障害者にすでに提供していることをかかる事業者が実証できる場合はその限りではない。ただし、長距離輸送バスには、第三〇四項 (b) (4) および第三〇五項が適用されるものとする。

第三〇三項 公共的施設における新しい建設、および、潜在的雇用場所。



(a) 用語の用法——下記のサブセクション (b) で規定されているものを除き、以下に対して用いられる場合、すなわち——

- (1) 公共的施設、および
- (2) 潜在的雇用場所

に対して用いられる場合、第三〇二項で用いられている「差別」という用語は、本法律の制定日から三〇日経過して以後に、初の居住のために、障害者に容易にアクセシブルで利用可能な施設の設計および建設を怠ることを指すものとする。ただし、本章のもとで公布される省則の中の指示によって定められたもしくは組み入れられた基準に従って第三〇二項の要件を満たすことが構造的に実行可能でないことを事業体の実証できる場合はその限りではない。

(b) エレベーター——上記のサブセクション (a) は、三階未満の施設、または一階当りの面積三〇〇〇平方フィート未満の施設に対して、エレベーターの設置を義務付けるものとは解釈されないものとする。ただし、その建物がショッピングセンター、ショッピングモール、またはヘルスケア提供者の専門オフィスである場合、または「その種の施設は、その使用法ゆえにエレベーター設置を必要とする」との判断を司法長官が下す場合は、その限りではない。

第三〇四項 民間の事業体によって提供される公共輸送サービスにおける差別的禁止。

- (a) 原則——いかなる個人も、主として人々を輸送する事業

るレベルのサービスと同等のレベルのサービスを障害者に提供していることを事業体の実証できるならば、新しい車両は障害者に容易にアクセシブルで利用可能である必要はない。

(4) 公共輸送サービスを提供するために使用される、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能でない新しい長距離輸送バスの購入または賃借の約定を、本法律の制定日から、小規模提供者（運輸長官によって定義される）の場合は七年経過以後、その他の提供者の場合は六年経過以後に行うこと。ただし、第三〇五項 (d) で規定されている場合は除く。

### 第三〇五項 調査

(a) 目的——技術評価局 (Office of Technology Assessment) は、以下を判断するための調査を行うものとする——

- (1) 長距離輸送バスに対する障害者のアクセス・ニーズ。
- (2) 長距離輸送バスを障害者、とりわけ車椅子の使用者に容易にアクセシブルで利用可能にするための最も費用効果にすぐれた方法。

(b) 内容——調査では、以下の論題を分析するものとする——

- (1) アクセシブルな長距離輸送バスに対する障害者の予想需要。
- (2) 長距離輸送バスがどの程度、障害者に容易にアクセシブルで利用可能であるか。

に携わり（ただし、航空輸送を提供することを主たる事業とはしない）、かつ、その事業が商業に影響を及ぼす民間の事業体によって提供される公共輸送サービスを十分かつ平等に享受する面で、障害ゆえに差別されないものとする。

(b) 解釈——上記のサブセクション (a) で用いられている「差別」という用語には、以下の意味が含まれるものとする——

- (1) 事業体によって提供される公共輸送サービスを十分に享受することから障害者または障害者集団を排除するもしくは排除することに資する資格基準をかかざる事業体が押し付けることまたは適用すること。

(2) 事業体が以下を怠ること——

- (A) 第三〇二項 (b)(2)(A)(i) で義務付けられている線に沿って合理的変更を行うこと。
- (B) 第三〇二項 (b)(2)(A)(iii) で義務付けられている線に沿って補助のための機器やサービスを提供すること。
- (C) 第三〇二項 (b)(2)(A)(iv)、(v)、(vi) で義務付けられている線に沿って障壁を除去すること。

(3) 公共輸送サービスを提供するために使用される、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセシブルで利用可能でない新しい車両（自動車、長距離輸送バスを除く）の購入または賃借の約定を、本法律の制定日から三〇日経過して以後に行うこと。（ただし、随時運行システムで使用される車両の場合には、かかるシステムが、全体としてみて、一般市民に提供され

(3) 障害者に長距離輸送バスへのアクセシビリティを提供するための費用。これには、かかるアクセシビリティを提供する設備および装置の面での新しい技術的および費用節減的な開発物が含まれる。

(4) かかるアクセシビリティを改善しうる、長距離輸送バスの設計変更案。

(5) とりわけ農村部でのサービスへの影響を考慮した、長距離輸送バスによる都市間サービスの継続にアクセシビリティ要件が及ぼす影響。

(c) 諮問委員会——上記のサブセクション (a) で義務付けられた調査を実施するに当って、技術評価局は、以下のメンバーからなる諮問委員会を設置するものとする——

- (1) 長距離輸送バスを使用する民間の事業体、バス・メーカー、リフト・メーカーの中から選ばれるメンバー。
- (2) 障害者、とりわけ、かかるバスの潜在的利用者である車椅子使用者の中から選ばれるメンバー。
- (3) 調査に含まれる論題についての技術的専門知識を有するゆえに選ばれるメンバー。

上記のパラグラフ (1) と (2) それぞれのもとで選ばれるメンバーの数は同数であるものとし、また、(1) と (2) のもとで選ばれるメンバーの総数は、パラグラフ (3) のもとで選ばれるメンバーの数を超えないものとする。

(d) 期限——サブセクション (a) で義務付けられた調査、ならびに、技術評価局による勧告（立法措置のための政策案

を含む)は、本法律の制定日以後三か月以内に大統領および議会に提出されるものとする。大統領が、調査のレビューを行ったのちに、第三〇四項(b)(4)で定められた該当期限またはそれ以前に第三〇四項(a)の要件を遵守することが、都市間バス・サービスの著しい低下につながる判定する場合には、かかる期限は、それぞれ一年間延長されるものとする。

(e) レビュー——サブセクション(a)で義務付けられた調査報告を作成する際には、技術評価局は、かかる調査報告の予備的草稿を、一九七三年リハビリテーション法第五〇二項(29 U.S.C. 792)のもとで設置された「建築物と交通機関に関する改善命令委員会」に提示するものとする。同委員会は、かかる調査報告草稿についてコメントする機会をもつものとし、また、同委員会が調査報告草稿を受け取ってから二〇日以内に書面によってなされる同委員会のコメントは、上記の(d)のもとで提出を義務付けられている最終調査報告の一部に含められるものとする。

### 第三〇六項 省則

(a) アクセシビリティ基準——本法律の制定日から一年以内に、運輸長官は、第三〇二項(b)(2)(B)および(C)ならびに第三〇四項の適用を受ける施設および車両に適用される基準を含む省則をアクセシブルなフォーマットで公布するものとする。

(b) その他の規定——本法律の制定日から一年以内に、司法長官は、第三〇二項の適用を受ける施設および車両に適用される

基準を含む上記の(a)で言及されたもの以外の本章の規定を実施するための省則をアクセシブルなフォーマットで公布するものとする。

(c) 基準——上記の(a)および(b)のもとで公布される省則に含まれる基準は、第五〇四項に従って「建築物と交通機関に関する改善命令委員会」によって発布される最低限のガイドラインと要件と一貫性をもつものであるものとする。

第三〇七項 民間のクラブおよび宗教組織に関する免除。

本章の規定は、一九六四年公民権法第二章の適用を免除される民間のクラブまたは施設や、宗教組織、または、宗教組織によって管理される事業体(礼拝所を含む)には適用されないものとする。

### 第三〇八項 施行

#### (a) 原則——

(1) 救済措置と手続きの利用可能性——一九六四年公民権法第二〇四項(42 U.S.C. 2000a-3(a)項)に記載された救済措置と手続きは、本章に違反した障害ゆえの差別にさらされている、もしくはさらされようとしているあらゆる個人に利用できるものとする。

(2) 命令的救済——第三〇二項(b)(2)(A)(iv)および(vi)ならびに第三〇三項(a)違反の場合の命令的救済には、施設を本章で義務付けられた程度まで障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものにするための施設の変更命令が含まれるものとする。命令的救済にはまた、適宜、本章によって義務

務付けられた程度までの、補助のための機器またはサービスの提供、方針の変更、または代替的方法の提供が含まれるものとする。

#### (b) 司法長官による施行——

##### (1) 権利の否定——

(A) 調査の義務——司法長官は、本章違反の申し立てを調査するものとするが、これには、本章の適用対象事業体の遵守状況の定期的レビューを行うことが含まれるものとする。

(B) 潜在的違反——ある人または集団が本章で認められたいずれかの権利の十分な享受を妨害する行動様式または慣行に関与していること、または、ある人または集団が本章で認められたいずれかの権利を与えられておらず、かかる権利の否定が公共的重要性をもつ問題を提起していることを司法長官が十分な根拠をもって確信する場合には、司法長官は当該の合衆国地方裁判所において民事訴訟を起すことができる。

(2) 裁判所の権限——上記のパラグラフ(1)にもとづく民事訴訟において、裁判所は——

(A) 一時的、予備的、または恒久的救済の裁定、補助のための機器やサービス、方針の変更、または代替的方法の提供、あるいは本章で義務付けられた程度まで施設を障害者に容易にアクセシブルで利用可能なものにするを含む、裁判所が妥当とみなす公正な救済を裁定することができる。

(B) 司法長官の要請がある場合には、権利を損なわれた人への損害賠償金を裁定することを含む、裁判所が妥当とみなすその他の救済を裁定することができる。

(C) 公益を擁護するために、事業体に対して、以下の額の民事罰金を課することができる。

(i) 初めての違反の場合は五万ドル以下。

(ii) 二回目以降の違反の場合は一〇万ドル以下。

(3) 情状酌量——上記の(1)にもとづく民事訴訟において、裁判所は、どの程度の額の民事罰金が(もしあるとして)妥当であるかを考慮する際には、本法律を遵守するための、事業体による善意の努力または試みを斟酌するものとする。

### 第三〇九項 発効日

本章は、本法律の制定日から一八か月後に発効するものとする。

## 第四章——電気通信リレー・サービス

第四〇一項 聴覚障害者および言語障害者のための電気通信サービス

ビス

(a) 電気通信——一九三四年通信法第二章(47 U.S.C. 201以下)は、その末尾に下記の項を追加する形で改正される。すなわち、

第二二五項、聴覚障害者および言語障害者のための電気通信サービス。

(a) 定義——本項での用法——

(1) 一般通信事業者または通信事業者 (Common Carrier or Carrier) —— 『一般通信事業者』または『通信事業者』という用語には、第三項 (h) で定義された電線または無線による州間通信に携わるあらゆる一般通信事業者、電線または無線による州内通信に携わるあらゆる一般通信事業者、および、第二項 (b) および第二二二項 (b) にかかわらず、州間通信および州内通信の両方に携わるあらゆる一般通信事業者が含まれる。

(2) TDD。——『TDD』という用語は、聴覚障害者のための通信装置 (Telecommunication Device for the Deaf) を意味する。これは、電線または無線通信システムを通じての符号化信号の送信においてグラフィック通信を使用する機械である。

(3) 電気通信リレー・サービス——『電気通信リレー・サービス』という用語は、聴覚障害または言語障害を有する個人に、聴覚障害や言語障害をもたない個人が電線または無線による音声通信を用いて通信する能力と機能的に同等の方法で、通話相手と電線または無線による通信を行う能力を提供する電話送信サービスを意味する。かかる用語には、TDD またはその他の非音声端末装置を使用する個人と、かかる装置を使用しない個人との間の双方向通信を可能にするサービスが含まれる。

(b) 電気通信リレー・サービスの利用可能性——

て遵守される最低基準を定める省則

(C) 電気通信リレー・サービスが毎日、日に二四時間稼働することを義務付ける省則

(D) 通話時間数、時間帯、発信地点から受信地点までの距離といった要因に関して、電気通信リレー・サービスの利用者の支払う料金が、機能的に同等の音声通信サービスに支払われる料金を超えないことを義務付ける省則

(E) リレー・オペレータが、電気通信リレー・サービスを使用する通話を拒否したり、電気通信リレー・サービスを使用する通話の長さを制限したりすることを禁止する省則

(F) リレー・オペレータが、リレー (中継) された会話の内容を公開したり、かかる会話の内容を通話時間を過ぎても記録しておくことを禁止する省則

(G) リレー・オペレータが、リレー (中継) された会話を故意に変更することを禁止する省則

(2) 技術——委員会は、本項を実施するために策定される省則が、既存の技術の使用を奨励し、改善された技術の開発を阻害しないことを保証するものとする。

(3) 管轄区単位の費用分割——

(A) 原則——委員会は、本項に従って提供されるサービスに関する費用の管轄区単位の分割に適用される省則を策定するものとする。

(B) 費用の回収——かかる省則は、原則として、州間電気通信リレー・サービスにかかる費用は州管轄区から、

(1) 原則——第一項で定められた目的を履行するために、および合衆国のすべての個人に高速で効率的な全国規模の通信サービスを利用可能にするために、および合衆国の電話システムの有用性を高めるために、委員会は、州間および州内電気通信リレー・サービスが、可能な限度まで、かつ、最も効率的な方法で、合衆国の聴覚障害者および言語障害者に利用可能であることを保証するものとする。

(2) 救済措置——本項のもとでは、本法律のもとで電線または無線による州間通信に携わる一般通信事業者に適用されるものと同一の救済措置、手続き、権利、義務が、電線または無線による州内通信に携わる一般通信事業者、および、電線または無線による州間通信および州内通信の両方に携わる一般通信事業者にも適用される。

(c) サービスの提供——電話音声送信サービスを提供する各一般通信事業者は、本項の制定日から三年以内に、被指名人によって、または、他の一般通信事業者と協調して、個別に電気通信リレー・サービスを提供するものとする。

(d) 省則——

(1) 原則——委員会は、本項の制定日から一年以内に、本項を実施するための省則を策定するものとする。これには以下の省則が含まれる——

(A) 電気通信リレー・サービスに関する機能要件、ガイドライン、業務手続きを定める省則

(B) 上記の (c) を実行する上で一般通信事業者によ

州内電気通信リレー・サービスにかかる費用は州内管轄区から回収されると規定するものとする。

(C) サービスの共同提供——州間および州内一般通信事業者が共同で電気通信リレー・サービスを提供する程度まで、適宜、第四一〇項で定められた手続きに従うものとする。

(4) 固定月間料金——委員会は、通信事業者が、州間電気通信リレー・サービスを提供する費用を回収するために、住宅用顧客に固定月間料金を課することを認めないものとする。

(5) 重大な負担——本項の要件の完全な遵守が一つ以上の一般通信事業者に重大な負担をもたらすことになると委員会が判断する場合には、委員会はかかる通信事業者による完全な遵守の期限を一年を超えない期間だけ延長することができる。

(e) 施行——

(1) 原則——委員会は、下記の (f) および (g) に従って本項を施行するものとする。

(2) 苦情——委員会は、本項違反を申し立てる苦情を、かかる苦情が提出された日から一八〇日以内に、最終命令によって解決するものとする。

(f) 認可——

(1) 州の文書——各州は、州内電気通信リレー・サービスを実施するための州のプログラムについて記述した文書を委員会に提出することができる。

(2) 認可の要件——かかる文書の審査の後、委員会は、プ

ログラムが、直接、または被指名人を通じて、または、州内一般通信事業者の規制を通じて、かかる州における電気通信リレー・サービスを、上記の(d)のもとで委員会によって策定された省則の要件を満たす形で聴覚障害者および言語障害者に利用可能にするものであると判断するならば、かかる州プログラムを認可するものとする。

(3) 資金調達方法——上記の(d)で規定されている場合を除き、委員会は、かかる州が州内電気通信リレー・サービスの資金調達のために実施する方法のみにもとづいて州のプログラムを認可することを拒否してはならないものとする。

(4) 認可の停止または取消し——通知および聴取機会の後、認可がもはや保証されないと判断する場合には、委員会は、かかる認可を停止または取消すことができる。

(g) 苦情——

(1) 苦情の付託——ある州における州内電気通信リレー・サービスに関して本項違反を申し立てる苦情が委員会に申し立てられ、上記の(f)にもとづくかかる州のプログラムの認可が有効である場合には、委員会はかかる苦情にかかる州に付託するものとする。

(2) 委員会の管轄権——上記の(1)のもとで苦情を州に付託して以後、委員会は、以下の場合に限り、かかる苦情に対して管轄権を行使するものとする——

(A) かかる州プログラムのもとのかかる苦情については最終的措置が、かかる州によって以下の期間にとられな

った場合——

(i) かかる州に苦情が提出されてから一八〇日以内、または、

(ii) かかる州の省則によって定められた、より短い期間内。または、

(B) かかる州プログラムがもはや上記(f)にもとづく認可を受ける資格なしと委員会が判断する場合」

(b) 付随的改正——一九三四年通信法(47 U.S.C. 151以下)は以下の改正がなされる——

(1) 第二項(b)(47 U.S.C. 152(b))中の「第二二四項」を削除し、「第二二四項および第二二五項」を挿入。

(2) 第二四項(a)(47 U.S.C. 221(b))中の「第三〇一項」を削除し、「第二二五項および第三〇一項」を挿入。

## 第V章——雑則

### 第五〇一項 解釈

(a) 一九七三年リハビリテーション法——本法律中のいかなる語句も、一九七三年リハビリテーション法第V章(29 U.S.C. 790以下)またはかかる章に従って連邦機関によって発布された省則のもとで義務付けられた範囲以下に適用範囲を縮小する。または、かかるもとの適用される基準を下回る基準を適用するものと解釈されてはならない。

(b) その他の法律——本法律中のいかなる語句も、本法律に

よって提供されるものよりも大きな、またはそれと等しい障害者の権利の保護を規定するその他のいかなる連邦法、州法、州または管轄区の政治的下位区分の法律を無効化したり制限するものと解釈されてはならない。

(c) 保険——本法律の第一章から第四章までは、以下を禁止または制限するものと解釈されてはならないものとする——

(1) 保険会社、病院または医療サービス会社、健康維持機関、または代理人、または給付プランを執行する事業体、または同様の機関が、危険の引受、危険の分類、または州法にもとづく、もしくは州法に反しないかかる危険の管理を行うこと。

(2) 本法律の適用を受ける人または組織が、危険の引受、危険の分類、または、州法にもとづく、もしくは州法に反しないかかる危険の管理を行うことにもとづく善意の給付プランの条件を設定、後援、遵守、執行すること。

(3) 本法律の適用を受ける人または組織が、保険を規制する州法の適用を受けない善意の給付プランの条件を設定、後援、遵守、執行すること。

ただし、上記の(1)、(2)、(3)は、第一章および第三章の規定をかくくするための口実として使用されないこと。

### 第五〇二項 報復と威圧の禁止

(a) 報復——いかなる個人も、その他の個人を、本法律によつて非合法とされる行為や慣行に反対したという理由で、または、本法律にもとづく調査、訴訟手続き、聴取において料金請求や証言を行った、または何らかの形で参加したという理由

で、差別してはならない。

(b) 妨害、威圧、威嚇——本法律によって授与または保護された権利を行使または享受する人に対して、または、かかる権利を行使または享受したという理由で、または、かかる権利の行使または享受の面で他人を助けた、もしくは行使または行使を他人に奨励したという理由で、威圧、威嚇、脅迫、妨害を行うことは非合法であるものとする。

(c) 救済措置と手続き——本法律の第一〇七項、二〇五項、三〇八項のもとで利用可能な救済措置および手続きは、上記の(a)と(b)の違反によって権利を損なわれた人に利用可能であるものとする。

### 第五〇三項 州の免責

合衆国憲法修正第一一条にもとづき、州は、本法律の違反に関して、連邦裁判所における訴訟を免れないものとする。本法律の違反に関する、州を相手取った訴訟においては、救済措置(法律上と衡平法上両方の救済措置を含む)は、州以外の公的または民間の事業体を相手取った訴訟においてかかる違反に関して利用可能なものと同程度まで、かかる違反に関して利用可能である。

第五〇四項 「建築物と交通機関に関する改善命令委員会」による省則

(a) ガイドラインの公布——本法律の制定日から六か月以内に、「建築物と交通機関に関する改善命令委員会」は、第二章および第三章の規定に沿って現行の「アクセシブルな設計に関する最低限のガイドラインおよび要件」(Minimum Guidelines

and Requirements for Accessible Design) を補充する最低限のガイドラインを公布するものとする。

(b) ガイドラインの内容——上記の (a) のもとで公布されるガイドラインは、建築物、施設、車両が、建築・設計、輸送、通信の面で、障害者にアクセシブルであることを保証するための、本法律の一貫性をもつ、付加的な要件を設けるものとする。

第五〇五項 弁護士料

本法律に従って開始される訴訟または行政手続きにおいて、裁判所または機関は、その裁量により、合衆国を除く勝訴側に、訴訟費用を含む適当な弁護士料、および費用を与えることができる。また、合衆国は、上記に関して民間の個人と同じ責任をもつものとする。

第五〇六項 技術援助

(a) 援助に関するプラン——

(1) 原則——本法律の制定日から一八〇日以内に、司法長官は、雇用機会均等委員会委員長、運輸長官、全米障害者評議会 (National Council on Disability)、建築物と交通機関に関する改善命令委員会委員長、連邦通信委員会委員長と協議の上、本法律の適用を受ける事業体、ならびに他の行政機関および委員会が本法律のもとでかかる事業体、機関、委員会の責任を理解することを助けるプランを策定するものとする。

(2) プランの公示——司法長官は、行政手続法 (5 U.S.C. 551以下) に従って国民の見解を問うため、上記の(1)で述べられたプランを公示するものとする。

(d) 補助金と契約——

(1) 原則——本法律を実施する責任をもつ各省庁は、本法律の目的を実現するために、個人、営利団体、(教育機関および、本法律のもとで権利または義務を有する個人を代表する集団または団体を含む) 非営利団体に補助金を与えたり、それらと契約を結ぶことができる。

(2) 情報の普及——かかる補助金や契約は、とりわけ、本法律によって定められた権利と義務に関する情報の広範な普及を確保すること、および、本法律の効果的な遵守のための技術に関する情報と技術援助を提供することができる。

(e) 援助を受けないこと——本法律の適用を受ける雇用主、公共的施設、その他の事業体は、本項のもとでの技術援助を受けないことを理由に、本法律の要件を満たすことを免除されることではないものとする。

第五〇七項 連邦原生環境保全地域 (Federal Wilderness Areas)。

(a) 調査——全米障害者評議会は、原生環境指定および原生環境土地管理慣行が、原生環境保全法 (16 U.S.C. 1131 以下) のもとで設けられている全米原生環境保全システム (National Wilderness Preservation System) を使用・享受する障害者の能力に及ぼす影響について調査を実施して報告するものとする。

(b) 報告書の提出——本法律の制定日から一年以内に、全米障害者評議会は、上記の (a) のもとで義務付けられた報告書を

(b) 機関および公的援助——司法長官は、上記の (a) を実施する際には、全米障害者評議会、障害者雇用大統領委員会、中小企業庁、商務省を含む、他の連邦機関の援助を仰ぐ権限をもっている。

(c) 実施——

(1) 契約権限——本法律を実施する責任をもつ各省庁は、本法律のもとで権利または責任をもつ個人および機関への技術援助を与えることができる。

(2) 各章の実施——

(A) 第一章——雇用機会均等委員会と司法長官は、第一章に関する、上記の (a) に記された援助プランを実施するものとする。

(B) 第二章——

(i) 原則——下記の (II) で規定されている場合を除き、司法長官は、第二章に関するかかる援助プランを実施するものとする。

(ii) 例外——第二〇三項に関しては、運輸長官がかかる援助プランを実施するものとする。

(C) 第三章——司法長官は、運輸長官および建築物と交通機関に関する改善命令委員会と連絡調整の上、第三章に関するかかる援助プランを実施するものとする。

(D) 第四章——連邦通信委員会委員長は、司法長官と連絡調整の上、第四章に関するかかる援助プランを実施するものとする。

議会に提出するものとする。

第五〇八項 服装倒錯者 (Transvestites)。

本法律のもとでは、単に服装倒錯者であるというだけの個人には「障害者」または「障害」という用語は適用されないものとする。

第五〇九項 議会の包含

本法律または合衆国法その他の規定にかかわらず、本法律の規定は、全体として、上院、下院、および議会または両院のすべての手段に適用されるものとする。

第五一〇項 不法薬物使用

(a) 本法律のもとでは、「障害者」には不法薬物使用者は含まれないものとするが、監督下の薬物リハビリテーション・プログラムを成功裡に終了した個人、または、その他の方法でリハビリテーションに成功してもはや不法薬物を使用していない個人は含めることができる。

(b) ただし、医療サービスを提供する適用対象事業体の場合には、不法薬物を使用する個人がそれ以外の点ではサービスを受ける資格があるならば、不法薬物の使用を理由にかかるサービスの享受を拒否されてはならないものとする。

第五一一項 定義

本法律のもとでは、「障害」のうち用語は、DSM-III-R (アメリカ精神医学会精神疾患診断統計マニュアル・第三期修正版) で定義されている、医学的治療の結果ではないところの「同性愛」、「両性愛」、「服装倒錯」、「小児愛」、「性倒錯」、「露出症」、「窃視症」、「強迫賭博症」、「盜癖」、「放火癖」、

「性別障害」、 「現時点精神活性物質誘発器質性精神障害」、 またはその他の性的行動障害は含まれない。

第五二二項 リハビリテーション法の改正

(a) 障害者 (Handicapped Individual) —— 一九七三年リハビリテーション法第七項 (b) (B) 29 U.S.C. 706 (8) (A) は以下のよう改正される——

(1) 第一の文中、 「本サブパラグラフの第二の文に従って」 を削除 [「Subject to the second sentence of this subparagraph, the」 を削除]、代わりの「The」 を挿入]

(2) 第二の文を削除し、代わりに以下を挿入。

合衆国法の他の規定にかかわらず、ただし、教育を提供するプログラムおよび活動に関するサブセクション (C) および本パラグラフの最後の文に従って、『障害者』 (individual with handicap) という用語は、不法薬物を目下使用している個人を含めない。ただし、それ以外の点で障害をもつ個人が、薬物も使用している場合または薬物中毒でもある場合には、本法律の保護から除外されないものとする。医療サービスを提供するプログラムおよび活動の場合には、薬物を目下使用している個人がそれ以外の点ではかかるサービスを受ける資格があるならば、不法薬物の使用を理由にかかるとプログラムや活動の享受を拒否されてはならないものとする。

(C) 教育サービスを提供するプログラムおよび活動の場合には、地方教育機関は、薬物やアルコールを目下使用している

障害をもつ生徒に対して、障害をもたない生徒の場合と同じ程度まで、不法薬物やアルコールの使用や所持に伴う懲戒措置をとることができる。さらにまた、 34 CFR 104. 36 の「正当な法の手続き」はかかる懲戒措置には適用されないものとする。

(D) 雇用に関係した本法律の第五〇三項および第五〇四項のものでなく、『障害者』 という用語には、目下のアルコール使用によつて当該の職務を遂行できない、もしくは、かかる目下のアルコール乱用ゆえに、その人を雇用することが他人の財産または安全に直接的脅威をもたらすようなアルコール中毒者は含まれない]

(a) 同法第七項 (29 U.S.C. 706) は、代わりの、末尾に下記の新しいパラグラフを追加する形で改正される。

(22) 『不法薬物』 という用語は、規制物質法第二〇二項 (21 U.S.C. 812) の別表一で規定された、その所持や販売が同法のもので非合法とされている規制物質を指す。『不法薬物』 という用語は、規制物質法または連邦法のその他の規定で許可された正当な処方またはその他の用法に従った規制物質の使用を意味しない]

第五一三項 分離可能性

本法律のいずれかの規定が裁判所によつて違憲とされた場合には、かかる規定は本法律の残りの部分から分離されるものとして、かかる措置は本法律の残りの規定の施行可能性に影響を及ぼさないものとする。

一九八九年九月七日 (立法日九月六日) に上院を通過。